

平成30年度 滋賀県介護人材再就職準備金貸付事業募集要項

介護職員として一定の知識及び経験を有する方の再就職への支援をおこなうことにより、滋賀県内の介護人材の確保ならびに定着を支援するため、再就職する際に必要な費用の貸付を行います。貸付は無利子です。また、滋賀県内の施設等において介護等の業務に2年間従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

1. 貸付対象者

次の①～④の要件をすべて満たす者

- ①県内に所在する事業所または施設※に介護職員等として週20時間以上勤務する者
(※居宅サービス等を提供する事業所もしくは施設または第一号訪問事業もしくは第一号通所事業を実施する事業所)
- ②過去に介護職員等として実務経験が1年以上ある者
- ③介護人材として求められる一定の知識(資格)を有していること
 - ・介護福祉士
 - ・介護職員実務者研修
 - ・介護職員初任者研修(介護職員基礎研修、ヘルパー1級、2級含む)
- ④直近の介護職員等として離職した日から、再就職する日までに1ヶ月以上経過し、あらかじめ滋賀県介護・福祉人材センターに氏名、住所等の届出または登録をおこなった者

2. 貸付額

貸付額 200,000円以内※

貸付金の使途 ①子どもの預け先を探す際の活動費

②介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費

③介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費

④敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用

⑤通勤用の自転車又はバイクの購入費

⑥その他、県社協会長が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

(※一括で貸し付けるものとする)

3. 貸付利子

無利子(ただし、返還期限が過ぎた場合は延滞利子がつきます。)

4. 連帯保証人

- ・成年者1名をたてなければならない。
- ・申請者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人(未成年者の親権者・後見人など)であること。
- ・連帯保証人は貸付を受けたものと連帯して債務を負担するものとする。

5. 返還免除

滋賀県内で継続して2年以上介護職員等の業務に従事した場合

6. 申請に必要な書類

- (1) 介護人材再就職準備金貸付申請書
(個人情報取得・利用(取り扱い)の同意を含む)
- (2) 採用(予定)証明書
- (3) 資格を証明するものの写し
- (4) 住民票記載事項証明書
- (5) 届出書(あらかじめ登録されていない者)
- (6) 滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類

7. 申請方法

申請者が直接、滋賀県介護・福祉人材センターに必要な書類を提出
申請受付期間は、申請者が再就職した日の属する月の翌々月の末日まで

8. その他

- (1) 審査のうえ、貸付の可否を決定するものとする。
- (2) 制度詳細は、ホームページをご確認ください。

10. 問合せ先

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 介護・福祉人材センター
〒525-0032 滋賀県草津市大路一丁目1-1
ガーデンシティ草津・エルティ 932 3階
TEL : 077-567-3925 FAX : 077-567-3928
ホームページ : <http://www.shigashakyo.jp/>